

## 民間資金等活用事業推進委員会第2回総合部会議事概要

日 時：平成16年1月27日（火） 16:00～18:00

会 場：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、

卯辰専門委員、小幡専門委員、川村専門委員、中村専門委員、日高専門委員、

三井専門委員、宮本専門委員、美原専門委員、山下専門委員、山代専門委員

事務局：浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、大塚参事官補佐、

富井参事官補佐、丹野参事官補佐

議事概要：

### (1) 地方公共団体からのヒアリング

東京都、市川市、高知県・高知市病院組合より資料に沿って説明後、質疑応答。

以下、質疑応答概要。

<東京都>

- ・ 東京都の要望について、SPCへ出資した企業が指名停止を受けた場合の措置は、地方公共団体は個々で設定できることとなっており、国の方針には左右されないのではないかと。東京都は、不動産取得税も固定資産税も徴収できる立場。国の事業も含め、東京都で実施する事業について、不動産取得税や固定資産税を減免するという議論はされていないのか。
- ・ (東京都) については、民間事業者にとっては措置が一貫していた方がよいという趣旨で要望した。については、内部では議論していない。
- ・ 平成15年3月20日の関係省庁連絡会議申合せについて、実務的によく使えないと聞かすが、どうか。病院のケースについて、特例政令と地方自治法上の随契要件の差を問題としているのか、あるいは、欧州などの競争的交渉手続きのような新しい制度を整備した方がよいと考えているのか。
- ・ (東京都) について、平成15年3月20日の関係省庁連絡会議申合せは、実務的にどこまで踏み込んでよいのか分からない。また、書きぶりも分かりにくい。については、特殊な入札方法が認められるのなら考えたいと思う。
- ・ 東京都は、南青山などPFI的な事業を行っているが、「的」ということのポリシー如何。
- ・ (東京都)WTO案件だと総合評価一般競争入札が義務付けられているので、随意契約で行った方が望ましい場合はPFI的手法としている。PFI的手法でも、事業者選定プロセスについては、透明性の確保のため、PFI法の手続きに沿っている。
- ・ 東京都の意見で、施設整備を伴わない運営のみの事業もPFIとしてみなせる旨、PFI法に明記すべきという意見があったが、施設整備を伴わないのであれば、単なるアウトソーシングになるのではないかと。今までの施設整備を伴った案件では、あまり効果がなかったということか。
- ・ (東京都) そうは考えていない。

- ・ 東京都のPFI導入判断基準について、これはPFI手法と従来型手法の比較なのか、それとも、PFI手法と民間委託等のその他の民活手法も含めた比較なのか。
- ・ (東京都)あらゆる民活手法との比較である。

#### <市川市>

- ・ 市川市の説明のうち、落選しても費用が弁済される仕組みを民民ベースで作るというのは具体的にどういうことか。施設整備費に関するファイナンスにかかる利息について、事業契約の仮契約時点を基準日としているが、実際にそう設定した結果どうだったか。
- ・ (市川市) については、例えば、経団連などに基金を創設して、基金から入札の際に一番負担の重い設計会社等に対し、助成金を出すといった仕組みである。 については、結論として特に問題はない。当時、金利の設定時期について議論はあったが、将来的に変動する可能性もあるので、いつ設定しても変わらないと判断した。
- ・ 市川市の余熱利用施設整備事業に関して、開発審査会で落ちることがあるといったことは、民間にとってリスクであり、市川市としては、どう判断したのか。
- ・ (市川市) 民間が事業を行うということで民間にリスクを負担してもらった。
- ・ 環境上の問題や遺跡が出てきた場合のリスクについても民間負担なのか。
- ・ (市川市) 公共側で導入可能性調査を行うので、何か出てきた場合のリスクは官が負担するなど、全て民間負担といったことではない。
- ・ 学校整備の補助金について、国も財政難であり、分割払いができればよいと思う。分割払いだと何か弊害があるのか。
- ・ (市川市) PFI事業は、財源が平準化できる魔法の手法だと考えている。PFIの財源平準化というメリットを活かすためには、事業期間に合わせた補助金の分割交付が望ましいと考えるが、国の補助金交付要綱では、一括交付しかできないこととなっている。
- ・ 学校施設整備では、例えば、段階的に整備を行い、所有権を移していくなどの策も考えられるが、何かよい提案はないか。
- ・ (市川市) 例えば、棟別の改築が考えられるが、工事期間が長期になり学習環境面からは好ましくない。

#### <高知県・高知市病院組合>

- ・ 高知県・高知市病院組合の説明で、入札時に地元企業への配慮を行ったということだが、効果としてはどうだったか。
- ・ (高知県・高知市病院組合) 「このPFIに関して地元企業の活用を」という県・市議会決議がなされ、実効を担保するための方策として地元企業の登録制度や地元活用を提案審査項目に採用したが、一定の効果はあったと思う。公共側が地元の企業や雇用に重視していることを応募者が理解し、提案への反映がなされた。
- ・ 高知県・高知市病院組合は、公募型プロポーザル方式を採用しているが、一部事務組合はWTO政府調達規定の適用外であるのか。

- ・（高知県・高知市病院組合）政令では、私共一部事務組合は適用除外されていると理解している。ただ、公募型プロポーザル方式を採用したことについて、そこにのみ根拠を求めたとは考えていない。
- ・高知県・高知市病院組合の案件は、事業者選定を終えてみて、何か反省点はあるか。
- ・（高知県・高知市病院組合）提案を求める段階では、SPCが各業務を行う協力企業を総合的にマネジメントしながら業務の水準を高めていく、ということを想定していたが、そのために必要な病院業務に関するノウハウの蓄積がSPCに不足しているように感じた。募集の段階でその部分をもう少し詳細に求めていくことが必要だと感じている。
- ・想定していたよりもSPCにマネジメント能力がないということであれば、医療関連サービス業務については、価格の初期設定額を超えないか心配である。民間事業者が利益を確保できないと長期的な事業は難しいと考えるが、現実の業務ではどうか。
- ・（高知県・高知市病院組合）契約額を上限と捉えて、その範囲内で、この業務については非常に難しい、といった話は現在のところ聞いていない。ただ、医療関連以外の業務で食堂など独立採算のものについて難しい面もある、といった声はある。いずれにせよ改めて契約額の交渉をしなければならないという思いは私共もSPCも持っていない。

## （２）その他

山内部会長より、今後の総合部会の検討の進め方について説明。概要は以下のとおり。

- ・第3回総合部会においては、日本経団連等の民間事業者からヒアリングを行う。
- ・ホームページを活用し、意見募集を実施する。
- ・全国の都道府県や市町村に対し、PFI事業に係るアンケート調査を行う。
- ・関係省庁所管の公共施設等の管理に関し、現行の公物管理法等で、PFI事業が行い得る範囲、地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況、についてそれぞれ調査を行う。

事務局より、具体的なスケジュールについて説明。概要は以下のとおり。

- ・意見募集、地方公共団体アンケートの結果については、3月に報告予定。
- ・上記2つの調査については、事務局より、関係省庁に対し調査依頼を行う。

以上

## [ 問合せ先 ]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681